

# 石岡ふれあいまつり（春）商工祭2024

## ～魅力いっぱい！いしおかだから（宝）～ 開催要項

1. 目的 石岡市における産業各界の持続可能な振興と地域経済の活性化を推進するにあたり、多様な主体による産業活動を促進し、魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。
2. 主催 石岡ふれあいまつり実行委員会（以下、「実行委員会」という。）
3. 共催 石岡市・石岡商工会議所・石岡市八郷商工会
4. 協力 石岡商店会連合会・石岡市観光協会・柏原工業団地運営協議会・石岡商工会議所青年部・石岡商工会議所女性会・石岡市八郷商工会青年部・石岡市八郷商工会女性部・石岡の地酒で乾杯推進協議会・新ひたち野農業協同組合・やさと農業協同組合・NPO まちづくり市民会議・石岡市区長会・消費生活展実行委員会・石岡市消防本部・石岡市教育委員会事務局・日本郵便株式会社・東日本旅客鉄道株式会社  
茨城県建築士会石岡支部
5. 開催日時 令和6年5月26日（日）午前10時～午後3時 ※午前9時40分より開会式
6. 開催場所 石岡運動公園（石岡市南台3-34-1）
7. 交通案内 ①シャトルバスの運行（いしおかイベント広場⇔会場、八郷総合支所⇒会場）  
②かしてつバス無料券の発行（石岡駅⇔東田中駅⇔新高浜駅／フライヤーに添付等）  
※石岡市の「ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、二酸化炭素排出量抑制のため、会場内には一般の駐車場は設けられない。

### 8. 行事内容

体育館前広場及び体育館駐車場	大体育館
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内特産品、伝統工芸品展示販売</li> <li>・市内事業所商品販売</li> <li>・市内飲食店による市農産物等を材料に使用した商品販売</li> <li>・市内高校生、専門学生等の活動の発表</li> <li>・働く車展示、模擬上棟式</li> <li>・段ボール迷路、子供向け遊具 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柏原工業団地企業紹介展示</li> <li>・柏原工業団地運営協議会抽選会</li> <li>・消費生活団体展示販売</li> <li>・行政関連団体展示販売</li> <li>・市内特産品、伝統工芸品展示販売</li> <li>・石岡セレクト商品販売</li> <li>・石岡サンド販売 など</li> </ul>

<p>・ステージイベント</p> <p>各団体、個人が習得に励まれている活動の発表</p> <p>市内高校生等の活動の発表 など</p>	
--	--

## 9. 態度決定

- 1) 荒天等が事前に予測される場合 …… 令和6年5月22日(水) 正午までに決定
- 2) 開催当日の天候不良の場合 …… 開催当日午前6時
- 3) 開場後の急な天候不良の場合 …… その時点

※来場者及び出店者等への態度決定の周知方法について

ホームページ・メールマガジン・防災無線等により広報する。また、石岡市役所への電話問合せ等に対応する。なお、事前に中止が決定された場合、出店者等には個別に電話及びメールで対応する。

## 10. 不測の事態への対応（責任の範囲）

実行委員会が設置・運営する会場や設備及び事業内容において不測の事態への責任として保険（施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険）に加入することとする。ただし、出店者が展示・提供するサービスについては、出店者の責任とする。

※実行委員会が加入する保険詳細については、実行委員会事務局へご確認下さい。

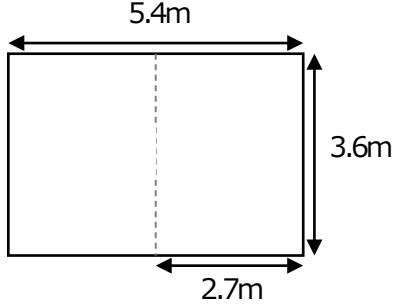
## 11. 出店方法

出店を希望する者は、申込期限（令和6年3月29日）までに実行委員会事務局（石岡商工会議所）へ必要書類を添えて申し込むこと。申込期限後の出店は原則として認めないものとする。

なお、出店希望者多数の場合は、抽選により決定する。この場合においては、当選者には「当選通知書」、落選者には「落選通知書」をもって、抽選結果を通知するものとする。

※出店決定後から開催中まで、実行委員会が出店にふさわしくないと判断した場合、出店をお断りする場合があります。

募集店舗数	<p>①屋外 テント40店舗程度 キッチンカー8台程度</p> <p>②屋内 9店舗程度</p>
出店条件	<p>①市内で事業を営んでおり、生産加工または製造、販売している企業、事業所等</p> <p>②石岡商工会議所及び石岡市八郷商工会の会員事業所</p> <p>③行政関連団体</p> <p>④その他、実行委員会が必要と認めた団体</p> <p>※役員が暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する店舗、団体等は除く</p>

出店物	<p>①市内で生産または市内の農産物等を使用して加工または製造された商品</p> <p>②市内の農作物</p> <p>③実行委員会で適当と認めた製品及び農作物</p> <p>④事業所、各種団体の活動等の展示</p> <p>※キッチンカーについては出店物の制限はなし。</p>
規格・備品数	<p>①多くの出店者を募るため、原則として<b>1事業者あたり1区画</b>までとする。</p> <p>②テント設営場所及び出店場所は実行委員会が定めた場所とする。</p> <p>【屋外会場の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1区画の規格は、横2.7m×奥行3.6m (横5.4m×奥3.6mテントの半分)とする。</li> <li>・机、椅子は1区画につき、机2台、椅子2脚とする。</li> </ul> <p>【屋内会場の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1区画の規格は、5.0m×5.0mとする。</li> <li>・机、椅子は1区画につき、机4台、椅子4脚とする。</li> </ul> <p>【キッチンカーの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出備品はありません。</li> </ul> 
出店料他	<p>【出店料】</p> <p>テント1区画、キッチンカー1台につき、5,000円とする。 (ただし、無料酒配布・展示のみの出店者等については、出店料を1区画1,000円とする。)</p> <p>【備品追加料】</p> <p>机1台につき500円、椅子1脚につき100円とする。</p> <p>【出店料の返金等】</p> <p>荒天等が事前に予測される場合等を理由に実行委員会が開催中止を決定した場合は、出店料を返金する。ただし、出店者の都合による当日のキャンセル等については一切返金を行わない。</p> <p>【出店料とは別に負担となる経費（自己負担分）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売商品、展示品および材料費</li> <li>・区画内の装飾費</li> <li>・搬出入の経費</li> <li>・消火器（詳細は項目15参照）</li> </ul>
提出書類	<p>①出店申込書（必須）</p> <p>②取扱食品一覧及び配置図（食品を取扱う出店者のみ）</p> <p>③営業許可証の写し (弁当、惣菜、漬物など事前に製造及び仕込みが必要となる出店者のみで、その製造及び仕込み場となる施設の営業許可証)</p> <p>④腸内病原細菌検査結果表の写し（食品を取扱う出店者のみ）</p>

	<p>⑤身分確認のための本人を確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、外国人登録証など）のコピー1部（必須）</p> <p>⑥暴力団排除等に関する誓約書</p> <p>※申請いただいた書類一式は返却いたしません。</p>
--	--

※参加決定および出店場所は実行委員会により決定する。なお、参加者多数の場合は、抽選により決定する。

## 12. 出品物及び展示品の管理

出品物及び展示品の管理については、全てをその出店者の自己責任とし、食中毒などの食品衛生管理に関して発生する損害、火災、盗難及びその他不可抗力と思われる事故や災害による損失についても、実行委員会は一切その責を負わないものとする。

## 13. 施設及び備品等損害時の対応

出店者が、故意又は過失により会場施設及び備品等に損害を与えた場合には、石岡市庁舎等管理規則第10条（損害弁償）に基づき、原因者に対し復日のための費用弁償を求める場合があるため、会場施設及び備品等を利用の際には十分に気をつけること。

## 14. 食品の取扱いについて

- 1) 出店者は食品衛生法の観点から衛生状態を確保しなければならない。
- 2) 出店場所での調理行為は加熱等の簡易な行為に限定し、食材の仕込みは一切禁止とする。
- 3) 弁当・惣菜・漬物などは、営業許可施設で製造し仕入れたものとし、出店場所で盛付け行為は行わないこと。
- 4) 食品は適正な温度で保管できる設備を設け、雨、風、直射日光を避けること。
- 5) 出店者は出店前・出店期間中、健康管理に注意を払い、体調不良や切り傷等がある場合は調理をしないこと。
- 6) 食中毒などの食品衛生管理に関して発生する損害については出店者の責任とし、実行委員会は一切その責を負わないものとする。

## 15. 消火器の設置

- 1) 火気器具等（ガス・電気・石油・炭などを使用する器具）を使用する出店者は消火器を設置すること。
- 2) 消火器は出店者負担とする。
- 3) 消火器は「能力単位」が掲載されているものを使用すること。エアゾール式簡易消火器や住宅用消火器等の「能力単位」が掲載されていない消火器は使用不可とする。

16. 宣伝方法

- 1) ポスター及びフライヤーの作成・配布
- 2) 市報及び市・石岡市八郷商工会・石岡市八郷商工会ホームページに開催記事を掲載
- 3) 茨城新聞広告掲載
- 4) 防災無線
- 5) 各種 SNS での発信

17. 会場区域内での禁止事項

- 1) 会場区域内への小型無人飛行機（ドローン等）の持込み・使用については、禁止する。
- 2) 石岡運動公園敷地内は全面禁煙とする。
- 3) その他禁止事項については実行委員会で決定する。

18. 申込及び実施・運営に関する問い合わせ先

〒315-0013 石岡市府中1-5-8

石岡商工会議所（石岡ふれあいまつり実行委員会事務局）

TEL 0299-22-4181 ※土日祝日を除く

〒315-8640 石岡市石岡1-1-1

石岡市商工観光課（石岡ふれあいまつり実行委員会事務局）

TEL 0299-23-1111（代表） ※土日祝日を除く

19. その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会が別に定める。

